

悪質な訪問販売に気をつけて！

業者が訪問販売で、不要なものや高額な商品・サービスを言葉巧みに勧誘をしたり、時には強引に売りつけたりする事例が依然として後を絶ちません。最近の悪質な訪問販売の手法を知って、突然の訪問者に十分に注意しましょう。

● 点検商法

点検と称して訪問し、「法律で義務づけられている」とか「無料で点検をする」などと、あたかも正規の点検のふりしながら断れない状態にし、最終的に高額な商品やサービスを売りつける手口。

「屋根」「床下」「布団」「電話」「地デジ」「ボイラー」など、点検の口実はいろいろあります。

● かたり商法

「消防署のほうから来ました」などと消防署員のふりをして、「消火器の設置が必要」とか「消防法の改正で、火災報知器を設置しないと処罰される」として、消火器や火災報知器などを売りつける手口。

このほかにも、郵便局、NTT、電力会社、水道局などを語り、浄水器や電話機などを売りつけることもありま

被害に遭わないために

① うまい話は先ず疑う

業者の話や勧誘を鵜呑みにせず、同様の商品などの価格を比較するとともに、そもそも本当に必要かどうか慎重に判断しましょう。

② 勇気を持って、はっきり断る

「結構です」「いいです」などあいまいな返事はせずに、「いいません」「お帰りください」と、はっきり断りましょう。

もし、何度断っても帰らないなど手に負えない場合は、警察へ通報しましょう。

③ 署名や押印をうかつにしない

契約書を良く読み、契約内容が納得できないなら署名や押印はしない。

契約した場合は、契約書や契約時のメモ書きなどの証拠書類をきちんと保管しましょう。

④ 迷ったら1人で悩まず、まず相談

迷ったら、家族・友人・近所など周りの人や《庄原市消費生活センター》に相談しましょう。

不要な物を買ってしまったら

訪問販売で強引な勧誘を受けて思

わず契約をした場合、商品によってはクーリング・オフ制度で契約を解除することが出来ます。

お困りの場合は《庄原市消費生活センター》にご相談ください。

庄原市消費生活センター

消費生活に関する苦情・相談について、専門の消費生活相談員や生活安全相談員、市民生活課生活安全係の職員が解決のお手伝いをしています。

例えば、

● 訪問販売で不要な物を買ってしまった。

● しつこい電話勧誘に悩まされている。

● 注文していない品物が送られてきた。

● メールなどで身に覚えのない請求をされた。

● 簡単に収入が得られる仕事があると誘われた。

● 多数の業者からお金を借りて、返済ができなくなった。

このほかにも消費生活に関する困りごとがあれば、お気軽にご相談ください。ご相談の際には、相談内容のわかる書類(契約書・パンフレット・チラシ)や品物などをお持ちください。

相談日 毎週月・金曜日

9時～17時(12時～13時は除く)

場所 市役所1階市民生活課内

☎ 0824-73-1228

各相談員を紹介します

消費生活相談員



天道 茂代 さん

毎週水曜日



八谷 こそえ さん

毎週月、火、木曜日

生活安全相談員



松田 史朗 さん

毎週月～金曜日

※相談員が不在の時は生活安全係の職員が対応します。

問い合わせ 市民生活課生活安全係

☎ 0824-73-1154